

認可地縁団体規約(例)と解説

規約の例を示すと次のとおりです。ただし、これは一般的な例を示したものに過ぎないので、各地縁団体で規約作成に当たっては、規約例及び解説を参考としながら各地縁団体の実情にあった定めをすることが必要です。

なお、規約には次に掲げる事項が定められていなければなりません。

- ①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項
- ⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

〇〇自治会(町内会)規約(会則)

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧版の回付等地域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 共有財産の維持管理
- (5) その他目的達成に必要な事項

【解説】

地縁による団体の目的は、スポーツや芸術などの特定活動だけでなく、広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。この目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。

(名称)

第2条 本会は、〇〇自治会と称する。

【解説】

「名称」は、規約で必ず規定しなければなりません。(地方自治法第260条の2第3項第2号)

地方自治法上、団体の名称についての制限はありません。したがって「〇〇自治会」、「〇〇町内会」といった名称で差し支えないと考えられます。

(区域)

第3条 本会の区域は、大山町〇〇字〇〇の一部の区域とする。

【解説】

「区域」は、規約で必ず規定しなければなりません。(地方自治法第260条の2第3項第3号)

地縁による団体の区域は、住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要がありますので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましいです。

河川や道路等による区域の表示(例:大山町〇〇字△△のうち××川の北の区域)も、町内の他の住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば認可されるものと考えられます。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、大山町〇〇番地の〇〇公民館に置く。

【解説】

事務所の所在地とは、団体について1を限りとして設けられた事務所のこと、その所在地が当該団体の住所となります。

事務所の所在地については、区長の住所又は集会施設の所在地とするのが一般的です。具体的な地番で定めることのほか「本会の事務所は、区長の自宅に置く。」という規定も可能と考えられます。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(2 前項に該当しない個人又は団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。賛助会員について、詳しくは細則にこれを定める。)

2 会員は世帯単位で代表者を定めることができる。

【解説】

「構成員の資格に関する事項」として、会員の資格を規定しなければなりません。(地方自治法第260条の2第3項第5号)。また、次の2点を定めていなければなりません。

① 区域に住所を有する個人がすべて地縁団体の構成員となることができること。

② 正当な理由がない限り、区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならないこと。

上記の第5条については、このうちの①について規定したものです。(②については第7条第2項に規定しています。)

地縁による団体の構成員は、「当該団体の区域内に住所を有する個人」に限られています。したがって当該区域外の住民、区域内に住所を有する法人・組合等の団体は、構成員になることができません。ただし、当該区域外に住所を有する個人等が、規約上「構成員」でなくとも、事実上の「構成員」として活動することが否定されるものではない(規約上では「賛助会員」、「準会員」等の名称を付すことは妨げない。)と解されていますので、表決権等は有しないものの、活動の賛助等の形で団体に参加することは可能と考えられます。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

【解説】

会費は、会員にとっても団体にとっても重要事項ですので、規約に金額も含めて定めるか、又は総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約の改正は、第36条に定める決議事項となりますので、上記のように定めて年1回の通常総会で各年度毎に定めることが適当と考えられます。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を区長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

【解説】

この規定は、新規に入会を希望する者の入会手続きを定めたものです。書式は、入会しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。

「構成員の資格に関する事項」として、会員の資格を規定しなければなりません。(地方自治法第260条の2第3項第5号)。また、次の2点を定めていなければなりません。

- ① 区域に住所を有する個人がすべて地縁団体の構成員となることができること。
- ② 正当な理由がない限り、区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならないこと。

上記の第7条第2項については、このうちの②について規定したものです。(①については第5条に規定しています。)

「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該地縁による団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上も、また[地方自治法第260条の2第2項第3号](#)の規定の趣旨からも客観的に妥当と認められる場合をいうものですが、実際の運営上は極めて例外的な場合に限られると考えられます。

<参考>地方自治法

[第260条の2](#) 略

2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

(1)及び(2) 略

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

(4) 略

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したもとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が区長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

【解説】

退会に関しても入会手続きと同様に、本人の退会の意思が確認できるものである必要がありますが、退会について本人の意思に制約を加えることは、認められません。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 区長 1人
- (2) 区長代理 ○人
- (3) その他の役員 ○人
- (4) 監事 ○人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と区長、区長代理及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 区長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 区長代理は、区長を補佐し、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 区長、区長代理及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

【解説】

地縁による団体については、地方自治法第260条の5で「認可地縁団体には、1人の代表者を置かなければならない」とされており、地方自治法第260条の11及び第260条の12で監事についても規定されています。したがって、代表者(区長)1人を必ず選出する必要があり、また、1人又は複数人の監事を置くことが適当です。

このように認可地縁団体の代表権は、代表者(区長)1人に帰属するものと法律上定められていますので、監事の他に役員を置かず、区長を欠くことになった場合には、ただちに総会で区長を選任する旨を規約に定めることも考えられます。しかしながら、上記のように、区長が不慮の事故等により職務を行い得なくなった場合になどに備えて、区長代理を置くことが望ましいといえます。

その他の役員は、区長及び区長代理とともに役員会を構成しますが、その他の役員の中から「会計」や「書記」等の担当役員を置くことも考えられます。その場合には、「会計担当役員は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する」、「書記担当役員は、会務を記録する」等その他の役員についての職務を明らかにしておくのが適当と考えられます。

なお、役員を選任は総会において行うことが適当であり、監事については、会務の執行を監査する役職上、区長、区長代理及びその他の役員と兼職することは避ける必要があります。

(役員任期)

- 第 12 条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は、任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【解説】

役員任期は、地方自治法上特に規定はありませんが、数か月といった短いものでは、事務執行の一貫性確保の上で問題があり、他方、あまりにも長期にわたるのも弊害を生じるおそれがあります。また、事務執行上支障が生じないよう、本条第 3 項の規定を置くことが望ましいです。

第4章 総 会

(総会の種別)

第 13 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第 14 条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の機能)

第 15 条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

【解説】

総会は、地縁団体の運営事項のうち、役員会等に委任したもの以外全ての事項について決議できます。代表者の選出、規約の変更、解散の決議、解散時の残余財産の処分等、法律上総会の権限とされているものについては、規約をもってしてもほかに委任することはできません。

「この規約に定める」総会の決議事項は、

- ① 会費額の決定(第 6 条)
- ② 役員選出(代表者の選出を含む。)(第 10 条)
- ③ 資産の処分(第 31 条)
- ④ 事業計画及び予算(第 33 条)
- ⑤ 事業報告及び決算(第 34 条)
- ⑥ 規約の変更(第 36 条)
- ⑦ 解散の決議(第 37 条)
- ⑧ 解散時の残余財産の処分(第 38 条)
- ⑨ (細則に関する)委任の決議(第 40 条) です。

(総会の開催)

第 16 条 通常総会は、毎年度決算終了後1箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 区長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第 11 条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

【解説】

総会は、地方自治法第 260 条の 13 により、少なくとも毎年 1 回開催する必要があります。
また、[地方自治法第 260 条の 14 第 1 項](#)に該当する場合は、臨時総会を開催することができ、[第 2 項](#)に該当する場合は、臨時総会を開催しなければなりません。

<参考>地方自治法

[第 260 条の 14](#) 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 総構成員の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の 5 分の 1 の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集)

第 17 条 総会は、区長が招集する。

2 区長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに通知しなければならない。

【解説】

総会の開催権限は区長が有しますが、第 16 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に定める会員からの開催請求及び監事による開催請求があったときは、総会を招集する必要があります。総会招集の通知は、[地方自治法第 260 条の 15](#)に規定されているとおり、総会開催の 5 日前までに行います。

<参考>地方自治法

[第 260 条の 15](#) 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも 5 日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

(総会の議長)

第 18 条 総会の議長は、区長がこれに当たる。

(総会の定足数)

第 19 条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(総会の決議)

第 20 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第 21 条 会員は総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○○○○○○

(2) ××××××××

(総会の書面表決等)

第 22 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

3 世帯の代表会員が出席の場合は、第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その世帯の会員は出席したものとみなす。

【解説】

総会の議長は、表決権を行使することになるため、出席した会員の中から選出する必要があります。(区長は会員の中から選任されていますので、上記のように規定しています。) 区長以外の会員を議長とする団体にあつては「総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。」と定めることも可能です。

総会の定足数、決議に要する会員数については、地方自治法に規定されていませんが、上記のように定めることが適当であると考えられます。特定の重要事項について、決議数を「出席した会員の4分の3以上」や「3分の2以上」などと規定することも可能です。

表決権は、会員は1箇の表決権(1人1票)を有することが原則です。しかし従来の自治会活動は、世帯単位で表決権を有する運営が行われています。そうしたことを勘案して、第21条第2項の規定(特定事項について世帯の表決権を1票とすること)を設けることは可能です。ただし、規約の変更、財産処分及び解散のような重要事項については認められないと解され、規約に定めることとなる事項(代表者の代表権の制限及び委任、監事や役員会の設置等)についての決定も規約の変更となるため、同項の適用は認められないと解されます。また、代表者や監事の選任も、同項を適用することは適当とは考えられません。

なお、総会に出席しない会員は、書面又は電磁的方法で、又は代理人によって表決をすることができますから(地方自治法第260条の18第2項)、総会の定足数及び決議に要する会員数については、会員数が極めて多数の場合であっても総会を開催し、決議を行うことが可能とするように、第22条の規定のように、書面又は電磁的方法による表決を行った会員、及び委任により代理表決を行った会員も含める旨の規定を設けることが望ましいといえ

ます。この場合における電磁的方法による表決とは、例えば電子メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等が考えられます。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

【解説】

総会が有効に成立し、かつ、有効に議決されたことを証明することが、告示事項の変更の届出、規約変更の認可申請を町にする場合などに求められることから、上記のとおり、議事録を作成する必要があることを規約に定めておくべきです。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第 24 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第 26 条 役員会は、区長が必要と認めるとき招集する。

2 区長は、役員5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から7日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示して、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 27 条 役員会の議長は、区長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第 28 条 役員会には、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは、「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

【解説】

地縁による団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際に

は極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当であると考えられます。

なお、役員会のメンバーは、監事を除く役員とし、監事は、会務の執行を監視する職務上、役員会には参画しないようにする必要があります。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第 29 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

【解説】

法人格を取得する目的が不動産等の資産を保有することであるため、規約に全ての資産を規定する必要があります。保有する具体的な動産、不動産及び金融資産を全て掲げることも可能ですが、第 29 条第 1 号のように「別に定める財産目録記載の資産」とするほうが簡便と考えられます。

なお、「財産目録」は、[地方自治法第 260 条の 4](#)に基づき設立時及び毎年(年度)初 3 箇月以内に作成することとなっています。

<参考>地方自治法

[第 260 条の 4](#) 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年 1 月から 3 月までの間に財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

(資産の管理)

第 30 条 本会の資産は、区長が管理し、その方法は役員会の決議によりこれを定める。

(資産の処分)

第 31 条 本会の資産で第 29 条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の決議を要する。

(経費の支弁)

第 32 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

【解説】

資産を管理し、経費を支弁することは、役員会の定める方法により区長が行うとするのが適当ですが、不動産等の会の活動上重要な固定資産等の処分には、総会の決議を要すると規定する必要があります。

このため、第 31 条のように定め、総会において、処分に関する決議を要する資産を決定しておくことが適当です。

(事業計画及び予算)

第 33 条 本会の事業計画及び予算は、区長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の決議を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において決議されていない場合には、区長は、総会において予算が決議される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

【解説】

事業計画・事業報告及び予算・決算は、地縁団体にとって重要な事項なので、総会の決議又は承認を得る必要があります。

また、財産目録は、地方自治法第 260 条の 4 により、認可を受ける時及び毎年度末に作成しなければならないこととされています。財産目録も、事業計画・事業報告、予算・決算と併せて、総会に諮る必要があります。

ただし、事業計画及び予算の決議を年度開始前に行い、事業報告及び決算の承認を年度終了後に行うためには、通常総会を 2 回行わなくてはなりません。年度開始前に総会を開催して事業計画及び予算の決議を行わない限り、年度開始当初から通常総会において予算が決議される日までの間は予算がないこととなりますので、第 33 条第 2 項のように定めておくことが実務上適当と考えられます。

(会計年度)

第 35 条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

【解説】

会計年度の定め方には、特に制限はありません。一般的には上記記載のように 1 月 1 日からその年の 12 月 31 日までとか、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする例が多いと思われれます。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 36 条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の決議を得、かつ、大山町長の認可を受けなければ変更することはできない。

【解説】

本条は、[地方自治法第 260 条の 3](#)に基づくものであり、規約の変更は総会の専権事項となっています。また、地方自治法施行規則第 22 条に定める「規約変更認可申請書」により町長の認可を要するものです。

<参考>地方自治法

[第 260 条の 3](#) 認可地縁団体の規約は、総構成員の 4 分の 3 以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第 37 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 第2号に規定する破産手続開始の決定、同条第3号に規定する認可の取消し、同条第4号に規定する総会の決議、又は同条第5号に規定する構成員の不足により解散する。
2 総会の決議に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3 構成員の不足による解散は、総会員が本会の区域に住所を有する者の5分の 1 を下回ったときとする。

【解説】

本条は、[地方自治法第 260 条の 20 及び第 260 条の 21](#)に基づくものであり、①破産、②認可の取消し、③総会員の 4 分の 3 以上の同意による総会の決議、④構成員の欠乏の場合に、当該認可地縁団体は解散(法人としての権利能力の消滅又は地縁団体自体の解散の両方を含む。)することになります。

なお、例以外の解散事由を規約に定めることも可能です。

<参考>地方自治法

[第 260 条の 20](#) 認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 規約で定めた解散事由の発生
- (2) 破産手続きの開始の決定
- (3) 認可の取消し
- (4) 総会の決議
- (5) 構成員が欠けたこと

[第 260 条の 21](#) 認可地縁団体は、総構成員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(残余財産の処分)

第 38 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の決議を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

【解説】

本条は、[地方自治法第 260 条の 31](#) に基づく規定です。解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することが可能ですが、営利法人等を帰属権利者とすることは、地縁による団体の目的に鑑みて適当ではありません。

したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的を持つ他の公益を目的とする事業を行う法人に、帰属させることが適当であると考えられます。

仮に、法人化の当初から解散時の残余財産の具体的処分先を決めることが困難な場合には、例のように、規約において帰属権利者を指定する方法を定めるのが適当です。

なお、地方自治法には必要な決議数の規定はありませんが、残余財産の処分は団体にとって重要な事項であるため、「総会員の4分の3以上」の決議を要する旨を規定するのが適当です。

<参考> 地方自治法

[第260条の31](#) 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第 39 条 本会の事務所には、規約、会員名簿、許可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第 40 条 この規約に関し必要な事項は、総会の決議を経て、区長が別に定める。

附 則

この規約は〇〇年〇月〇日から施行する。

【解説】

第40条において、規約施行上の細則を定める者は、区長でも役員会等でもよいと解されますが、必ず委任することについて、総会の決議を経る必要があります。(個別事項ごとに委任のための決議を経る必要はありません。)

附則第1項は、認可年月日から施行とする場合が多いと考えられます。